



2024,11,08

No. 108

## あきれた言い訳…

# 結婚式の祝い金と一緒に!?

## 池袋統括センターで発覚した社友会への金銭的援助

池袋統括センターで発覚した「20万円近い支出が社友会の懇親会に使われた実態」は、私たちが稼ぎ出した利益が一部社員だけに還元された事実であることから厳しく指摘してきました。

この事実に対して会社は**社友会を援助したものではありません。自主的な集まりに現場管理者等へ招待状があった場合、支出することに問題はない。結婚式等で呼ばれて祝い金を持っていくのと同じ**と述べますが、社友会の集まりは“自主的”と言いません。

事業活動で得られた利益は現場をはじめすべてのグループで働く組合員・社員一人ひとりの努力の結実である以上、等しく還元すべきです。

# 会社は労働組合にはもちろん、社員に対しても誠実に向き合うべき!